

中小企業の健全性支援マガジン（毎月1日発行）

BUSINESS ONE POINT TFG ニュースレター 2019.1 No. 329

健全性支援実績No1を目指す！

Tax&Financial Group
TFG 税理士法人
株式会社 東亜経営総研
TFG 検索

〒550-0011 大阪市西区阿波座1-4-4-8F
TEL(06)6538-0872（編集担当 岸本）
e-mail info@tfg.gr.jp

今月のコンテンツ

[経営のお役立ち情報]

- I. ゴーン氏逮捕 何が問題なのか
- II. 信用補完制度の取組みについて
- III. 外国人労働者受け入れ拡大について

[今月のトピックス]

- ・ 中小企業庁情報コーナー
- ・ 今月お役立ちホームページ
- § 経営セミナーのご案内

I. ゴーン氏逮捕 何が問題なのか

——税制の観点から——

平成30年11月、日産自動車のカルロス・ゴーン氏が逮捕されるという衝撃的なニュースが流れました。その逮捕容疑は有価証券報告書に自身の役員報酬の額が少なく記載されていたというもので、その額は何億円とも何十億円とも言われています。

この逮捕の是非についてはいったん脇に置いておいて、今回は役員報酬の額が表記より少なかった場合にどのような影響が出るのか、税法の観点から考えていきたいと思います。

■役員報酬とは

現行の法人税法上で役員報酬が損金(費用)として認められるためには、

1. 定期同額給与
2. 事前確定届出給与
3. 業績連動給与(中小企業においてはあまり出てくるものではありません)

のいずれかに該当しなければならないとされています。

また、支払いは金銭に限らず、現物で支給したものや今回報じられているように住居や別荘の家賃を一定額以上負担している場合も役員に対する経済的利益とみなされ、役員報酬に該当することになります。

今回のゴーン氏の問題では海外に所有する住居や別荘の家賃、さらには自身が出資した投資会社の損失の補填などを日産自動車が行っているとの報道がありました。もし、報道が事実であれば、これらはゴ

ーン氏への経済的利益として役員報酬とみなされても仕方がないと考えられます。

■法人税法上の問題

今回、ゴーン氏が日産自動車から受けたこれらの経済的利益の額が他の費用項目で処理されているとするならば、その費用の額は役員報酬とみなされることとなります。役員報酬は上述の通り 1. ～3. のいずれかに該当しなければ損金にはなりません、定期同額給与の額からは逸脱していますし、事前に届け出ているとも業績に連動しているとも思えませんから損金となる余地はありません。

さらに、使途秘匿金として特別税額（支出額の 40%）の対象となる可能性もあり、日産自動車にとって相当な税負担が見込まれます。

■所得税法上の問題

一方、受け取ったゴーン氏にとってこれらの経済的利益の額は給与所得に該当することとなり、支払った日産自動車は支払い時に源泉徴収を行わなければなりません。

ゴーン氏は非居住者であることから、役員報酬に対する所得税の課税については支払額の 20.42%に相当する税額を源泉徴収し、国に納付することによりすべての手続きが完了します。これらの給与所得に対してゴーン氏がすべきことは何もありません。

つまり、所得税法上問題があるのは過少の役員報酬が取りざたされているゴーン氏ではなく、すべき源泉徴収を怠った日産自動車にあるといえます。

■最後に

今回のゴーン氏逮捕についてかなりセンセーショナルに取り上げられていますが、税法の観点から見ても色々問題のあることがお分かりいただけたかと思います。また、金額が大きすぎて別世界の話のように思われる方も多いかもしれませんが、その内実はどこの会社でも起こりうる話なのです。

今回のゴーン氏の事件をきっかけに、役員報酬の考え方について、再確認をしていただければと思います。

II. 信用補完制度の取組みについて

—信用補完制度の改正—

政府は、中小企業政策審議会基本問題小委員会金融ワーキンググループにおいて検討された内容を取りまとめた最終報告書を受け、第 193 回国会に「中小企業の経営の改善発達を促進するための中小企業信

用保険等の一部を改正する法律案」を提出しました。本改正法は平成 29 年 6 月に成立し、平成 30 年 4 月 1 日より施行されました。

今月号では、信用補完制度の概要や改正内容と改正を受けた信用保証協会の取組みについて解説します。

■信用補完制度の概要

一般に、中小企業は信用力に乏しく、民間金融機関だけで資金繰りを円滑に進めることは困難です。そのため、各地の信用保証協会が事業者の民間金融機関からの借入れに対して保証を行い、返済が滞った際には、代わって債務の支払いを実施しています。これを代位弁済といいます。

現行の信用補完制度は、以下の 2 つの保証制度を柱としており、各々最大で 2 億 8 千万円まで保証が可能となっています。

1. 一般保証：信用保証協会が融資額の 80%を保証し、20%を金融機関が負担（責任共有制度）。ただし、小規模事業者や創業者等に対しては信用保証協会が 100%保証。
2. セーフティネット保証：自然災害時や構造不況業種を対象に、一般保証枠とは別枠で融資額の原則 100%を信用保証協会が保証。

■制度見直しの考え方

信用補完制度は、中小企業がライフステージのさまざまな局面で必要とする資金需要に対応するための重要な制度と位置づけられます。

一方で、信用保証の副作用も指摘されています。信用保証協会への過度な依存が進んでしまうと、金融機関にとっては、事業性評価融資やその後の期中管理や経営支援への動機が失われてしまい、中小企業にとっても資金調達が容易になることで、かえって経営改善への意欲が失われるのではないかということなのです。

このため、これらの副作用を抑えつつ中小企業の資金需要にも的確に対応することを目的として、信用保証協会と金融機関が連携して中小企業への経営支援を強化することで、中小企業の経営改善・生産性向上を一層進める仕組みを構築することが必要であるという考えのもと、今般の改正が行われています。

■制度見直しのポイント

見直しのポイントは 3 点です。一つ目は、信用保証協会と金融機関のリスク分担を通じた中小企業の経営改善・生産性向上です。これは、金融機関による信用保証の付かない融資（プロパー融資）を確保することが、その中小企業に対する金融機関の積極的な支援姿勢に直結するという実態を踏まえて、金融機関のプロパー融資と保証付き融資を適切に組み合わせることで、金融機関の事業性評価による融資や、適切な期中管理・経営支援を確保しようというものです。中小企業においては自主的な経営向上に向けた努力を重ね、金融機関においては保証付き融資に過度に頼ることなく保証の付かないプロパー融資を一定の割合で実施してもらい、その状況を情報開示する「見える化」を行います。

二つ目は、セーフティネット保証による副作用の抑制と大規模な経済危機等への備えです。信用補完制度は、経済危機や自然災害時などの危機時にその機能を発揮しますが、リーマンショック時においては 100%保

証であるセーフティネット保証5号（不況業種に属する中小企業への別枠100%保証）の対象を拡大する措置を長らく（約4年）実施したことなどにより、借入金の返済期日の延期など貸付条件の変更を行う企業が著しく増加し、その後も、金融機関から適切な支援を受けられず、条件変更を繰り返す企業の数が依然として高い水準となっている実態がありました。

そのため、今般、大規模な経済危機等が発生した際に、あらかじめ適用期限を区切って迅速に発動できる危機関連保証を整備しました。一般保証とは別枠で融資額の100%を保証します。一方で、過度な支援になると、中小企業や金融機関の保証依存を招くという副作用を引き起こしてしまいます。そこで、既存のセーフティネット保証5号を、金融機関の支援の下で経営改善や事業転換等が促されるよう、金融機関にもリスクを分担してもらうべく、保証割合を100%から一律80%に改正します。

三つ目は、創業期や小規模事業者向けの支援の拡充、事業承継・撤退時などの資金ニーズへのきめ細かな対応です。現状では創業者は手元資金・信用力に乏しい上に、過去の財務データ等がないため、十分な資金を調達できません。仮にある程度の資金を調達して創業したとしても、事業が軌道に乗り安定的な収入が得られるようになる前に運転資金が枯渇することも多くなっています。これらの実態を踏まえ、創業者に手元資金がなくても100%保証を受けられる限度額を1000万円から2000万円に拡充します。

中小企業庁情報コーナー

■中小企業の人手不足対策と課題

人手不足が言われて久しいですが、企業にとっては、採用難や売上減少など、企業経営に及ぼす影響は決して小さくないと思われます。そのような中で、企業はどのような人手不足対策を行っているのか、「中小企業の人手不足に対する意識調査（2018年7月）」（商工中金）の結果からみてみます。

人手不足対策として行っている対策としては、「従業員の能力向上」が46%と最多で、次いで、「職場環境の改善」（35.1%）、「賃上げ等の雇用条件の改善」（31.8%）、「高齢者の採用拡大」（29.7%）、「外注（アウトソーシング）の拡大」（27.5%）、「業務プロセスの効率化」（27.2%）、「定着率向上」（25%）、「機械設備導入による省力・省人化」（22.9%）、「従業員の兼任化」（18.4%）、「女性の採用拡大」（17.8%）、「定年延長・廃止」（13.7%）、「外国人の採用拡大」（11.8%）、「パート・非正規の正社員化」（10.1%）といった対策を行っています。

特に、業種別でみると、製造業で「機械設備導入による省力・省人化」（42.1%、非製造業では13.2%）や「外国人の採用拡大」（21.2%、非製造業では7.0%）が目立っています。

その他にも、「IT、IOTの活用による省力・省人化」や「販売単価の引上げ」、「過剰品質・過剰サービスの見直し」、「他社との提携」といった対策を行っている企業もあります。

人手不足対策を実施するうえでの課題としては、「対策を行える人材が不在」（25.2%）、「労働法規や規制」（22.5%）、「資金が不足」（12.5%）、「取引先との交渉が難航」（6.7%）、「対策の仕方が分からない」（5.1%）、「従業員との交渉が不調」（1.7%）、「相談相手がいない」（1.4%）などがあります。

Ⅲ. 外国人労働者受け入れ拡大について

—社会保険制度はどう変わる？—

日本の医療保険は「国民皆保険制度」といって、保険証があればだれでも1～3割の自己負担で受診できる手厚い制度です。ところが昨今、留学や技能実習制度を利用して、治療のためだけに来日する外国人の問題が指摘されています。低額な自己負担で、がん治療など高額な保険給付を受けようというのです。また、国内に住む外国人労働者の保険証について、母国の家族が来日し、本人と偽って利用する「なりすまし受診」も報告されています。

今年の4月から外国人労働者の受け入れを拡大する中で、こうした外国人の医療保険の不正利用をどうすべきかが議論されています。

■医療保険で母国の家族を除外

現在、日本に住む外国人労働者が生計を支える3親等以内の親族については、日本に住んでいなくても扶養家族として扱われます。母国で医療機関を利用した場合でも、申請すれば、医療費は協会けんぽや健康保険組合など日本の医療保険者が負担します。

政府・自民党は、外国人労働者の受け入れにあたり、膨らむ医療費を考慮して、この仕組みを改める方針を固めました。日本で働く外国人が母国に残した家族について、日本の公的医療保険制度の適用対象から原則として除外するのです。ただ、外国人に対する差別的な取扱いにならないよう、日本人労働者の家族が生活拠点を海外に移して日本国内に生活実態がない場合、扶養家族から除外することも検討しています。

■社会保険料を長期滞納する外国人の在留を認めない方針

また、政府は外国人労働者の受け入れ拡大で、国民健康保険や国民年金の滞納を警戒しています。保険に加入しないまま病院で受診し、医療費を踏み倒すなどの事態が想定されるためです。そのため、政府は社会保険料を長期滞納している外国人の在留を認めない方針を固めました。法務省と厚生労働省が保険料滞納に関する情報を共有するほか、法務省が在留を許可するにあたっての運用方針で、社会保険料をきちんと支払っていることを新たな要件として追加する方針です。

■年金でも第3号被保険者に国内居住要件

政府は、年金についても医療保険と取扱いを合わせる必要があると判断しました。現在、厚生年金の加入者が扶養する配偶者（国民年金の第3号被保険者）は、自信が保険料を納めていなくても年金を受け取れますが、年金の受給資格を得るには国内の居住を要件とする方向で検討に入りました。2019年度中にも、国民年金法を改正する方針です。これにより、海外で生活する外国人労働者の配偶者には年金が支給されなくなりますが、日本人の従業員の配偶者が海外に住んでいる場合の対応が検討課題になります。



今月のブックマーク

当コーナーでは企業経営や業務管理に役立つ実践的でオススメのホームページをご紹介します。

来年の10月より、消費税が増税される予定です。次回の増税に関しては、日本の経済状況の悪影響へのインパクト緩和のため、一部の物品で軽減税率が適応されます。国税庁のホームページには、既に消費税の軽減税率に関するホームページが設置され、Q&Aなどが掲載されております。是非、ご覧ください。

「国税庁 消費税の軽減税率制度について」

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/>

TFG共栄会・例会のご案内

下記の要領にて開催いたしますので、お誘い合わせの上、是非ご参加ください。

- 日 時： 平成31年4月26日（金） 受付 午後4時10分より
- 内 容： （第一部）研究部会・研修会 午後5時00分より

テーマ「吉野家の事業承継」～後継者に求められるもの～
- バトンを受取り、渡した両立場からの秘訣 -

講 師：株式会社 吉野家ホールディングス

会長 安部 修仁 氏

（第二部）情報交換懇親会 午後7時00分より
（午後8時30分終了予定）

※会場内での立食形式による交流会

- 会 場： ヴィアーレ大阪 4F ヴィアーレホール
（最寄駅 地下鉄御堂筋線「本町駅」1号出口 徒歩2分）
- 会 費： 5,000円（税込み）

以上、詳しくはTFG共栄会事務局 岸本 TEL 06-6538-0872 FAX 06-6538-0896 迄

TFGでは経営管理システムの一環として国際基準のISOにも従来より取り組んでおり、また経営計画策定や事業承継、海外取引・進出に関する支援等についてのコンサルティング業務も、ご遠慮なくご連絡ご相談下さいませ！

起業・革新・ベンチャー支援 ... T&FG Group

TFG 検索

TFG 税理士法人
株式会社 東亜経営総研

〒550-0011 大阪市西区阿波座1丁目4番4号
野村不動産四ツ橋ビル8F
(06) 6538-0872 (代表) FAX (06) 6538-0896
[URL] www.tfg.gr.jp [E-mail] info@tfg.gr.jp

TFG ニュース編集担当 岸本 圭祐